

京都市訓令甲第 13 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

第3条第4項第3号中「に規定する第1類事業所」を「別表第1第1類の項に掲げる事業所」に、「、センター等」を「及びセンター等並びに美術館」に改め、「中央卸売市場第二市場」の右に「、南部クリーンセンター」を加え、同項第4号中「に規定する第2類事業所」を「別表第1第2類の項に掲げる事業所」に改め、同項第6号中「に規定する第3類事業所」を「別表第1第3類の項に掲げる事業所」に改め、同条第6項第1号を削り、同項第2号中「元離宮二条城事務所」を「美術館」に、「及び」を「、」に改め、「中央卸売市場第二市場」の右に「及び元離宮二条城事務所」を加え、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 南部クリーンセンター、子育て支援総合センターこどもみらい館及び東京事務所 庶務を担当する次長

第3条第6項第3号中「歴史資料館」を「会計室、歴史資料館及び第二児童福祉センター」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第5条第1項後段及び第2項を削る。

第13条第1号を削り、同条第2号中「、電報、金券を同封した庁外文書及び訴訟に関する庁外文書その他の到達した日時が権利の得喪に係りのある文書」を「及び特別送達郵便物」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「かかわり」を「関わり」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「第5号」を「第3号」に改め、同号を同条第5号とする。

第14条ただし書中「翌日」を「その翌日（その日が京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日。次条において同じ。）」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「次に定めるところにより処理しなければ」を「その翌日に文書交換所に回付しなければ」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次の

ように加える。

この場合において、書留郵便物及び特別送達郵便物は、その封筒に到達の日時を記入しなければならない。

第15条第2項を削る。

第45条第1項各号列記以外の部分中「のとおり」を「に定めるところにより」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 文書管理責任者は、情報管理課長が必要があると認めるときは、情報管理課長が定める日までに、過年度に作成された公文書及び簿冊のうち情報管理課長が必要と認めるものが前項各号に定めるところにより適正に処理されているかどうか確認しなければならない。

第50条第5項中「京都市事業所の長等専決規程に規定する」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)